

# 役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人「で・ふ・か」

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人「で・ふ・か」の役員等に対する報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 前条に規定する報酬は、無償とする。但し、毎月の会計等の監査のみ、1か月毎に20,000円を支払うこととする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、旅費規程に基づきその都度支給する。ただし、市内の出張については島嶼部のみ支給することとする。

附 則

この規程は平成16年 4月 1日から施行する。

平成 23 年 3 月 9 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正